

各町内（区）自主防災会長 様

富士市長 小長井 義正  
(危機管理室 防災危機管理課)

## 令和 5 年度「富士市地域防災訓練」の実施について（お願い）

日頃から、防災行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、静岡県では、昭和 19 年 12 月の「東南海地震」を教訓に、12 月の第一日曜日を「地域防災の日」と定め、本年は 12 月 3 日（日）に「地域防災訓練」を県内一斉に実施する予定です。

つきましては、各自主防災会におきましても、別紙「富士市地域防災訓練実施要領」を基に防災訓練を計画し、下記のとおり書類を御提出していただくようお願いします。

記

### 同封書類一覧(本通知・提出書類ほか)

- 令和 5 年度 富士市地域防災訓練実施要領（1～2 ページ）
  - 富士市地域防災訓練に当たっての注意事項（3～5 ページ）
  - 地域防災訓練回覧文書（例）  
(住民の方へ参加を呼び掛けるため、回覧文書を作成しましたので御活用ください。)
  - その他資料
    - ・安否確認シート
    - ・富士市家具固定推進事業（令和 6 年 1 月末日締切）
    - ・TOUKAI-0 チラシ
- ※同封書類は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

**事前提出書類** 令和 5 年度 富士市地域防災訓練計画書（6 ページ）  
**提出期限** **11 月 10 日（金）**  
**提出先** 防災危機管理課（FAX 可）又は各地区まちづくりセンター

**当日提出書類** 災害応急対策実施状況通報書（第 2 号様式）（7 ページ）  
**提出期間** **訓練当日 午前 9 時 30 分～10 時 30 分**  
**提出先** 各地区まちづくりセンター  
(発災を想定した通報訓練のため直接持参してください。)

### <その他>

- ・「富士市自主防災組織防災器材購入費補助金」は、令和 5 年 11 月 30 日（木）が申請期限となっています。交付を希望される自主防災会は、期日厳守で交付申請書を提出してください。
- ・昨年度まで、「いざというときの応急手当ハンドブック」も同封していましたが、今年度から電子での対応となります。右の QR コードより市ウェブサイトをご確認ください。
- ・昨年度まで各自主防災会長に配布していましたが「富士市地域防災計画（本編）及び（資料編）」については、今年度から配布いたしません。市ウェブサイトに掲載されていますのでそちらをご覧ください。



問合せ：防災危機管理課  
TEL 0545-55-2715（直通）  
FAX 0545-51-2040

# 令和5年度 富士市地域防災訓練実施要領

## 1 目的

突然発生する地震を想定し、自主防災会が中心となって、地域の特性に応じた実践的な訓練を実施することにより、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図る。

## 2 実施機関

自主防災会・静岡県・富士市

## 3 訓練日時

令和5年12月3日(日) 「地域防災訓練の日」

時刻	内容	備考
午前8時29分	緊急地震速報による警戒放送	同報無線放送あり 緊急速報メール
午前8時30分	(訓練)地震発生	同報無線放送あり
午前8時33分	(訓練)大津波警報発表	同報無線放送あり 緊急速報メール
午前9時30分～ 午前10時30分	実施主体が各自計画した訓練の実施 被害状況通報訓練	自主防災会が「災害応急対策実施状況 通報書」を各地区まちづくりセンター に提出
午前11時30分	訓練終了	同報無線放送なし

※ 「(訓練)地震発生」及び「(訓練)大津波警報発表」については、全国瞬時警報システム(通称:Jアラート)にて受信したと想定し、市の同報無線で放送する。

※ 午前8時00分に「訓練のお知らせ」を同報無線で放送する。

※ 「緊急速報メール」は、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、特定のエリア内の対応端末(携帯電話)に一斉に配信するもの。

## 4 訓練想定

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大地震が突然発生した。県内各地で震度6弱以上の揺れを観測し、沿岸部には大きな津波が襲来した。

富士市内においても、震度6強の地震に襲われ、各地で家屋の倒壊、山・がけ崩れ、道路の損壊、橋梁の落下、ライフラインへの被害が、静岡県第4次地震被害想定(富士市防災マップ18ページ)と同程度発生したものとする。

※ 各自主防災会は、訓練を実施する上で地域の危険箇所などの具体的な被害状況を想定する。

## 5 訓練重点項目

### ① 家庭内の安全確保訓練

家屋耐震診断、家具固定、家庭内の7日分の生活物資の備蓄(ローリングストック法を含む)、食料・災害用トイレ等の備蓄の確認・点検、ハザードマップ及び南海トラフ地震臨時情報の確認

### ② 地域内の安否確認訓練

別紙 安否確認シートの活用、自主防災組織体制の確認

### ③地域内の人材等の協力・指導による協働型訓練

地域内の人材の協力を求めた訓練(消防団、水防団、看護師など専門職やそのOB、地域防災指導員など)  
地域内の企業(事業所)と連携した訓練  
病院及び社会福祉施設等と連携した訓練

### ④女性が積極的に参画する組織づくり

女性の視点や、意見を取り入れた訓練  
女性のニーズが反映される自主防災会本部体制の構築

※詳しい訓練事例は、「令和5年度富士市地域防災訓練に当たっての注意事項 9 実施主体別訓練事例一覧」を参照。

## 6 訓練の変更、中止の決定

異常気象等に対しては、訓練参加者の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応し、原則として次のとおりとする。

異常気象など現象	中止を判断する者	自主防災会で行う訓練で中止する訓練内容
南海トラフ地震臨時情報が発表	市	すべての訓練を中止
静岡県沿岸に津波警報・大津波警報が発表		
市内で震度5弱以上の地震が発生		
富士市に大雨、洪水、暴風の警報が発表		
富士山の噴火警戒レベル引き上げ		
静岡県沿岸に津波注意報が発表	市・ 訓練責任者	津波浸水想定区域内は 訓練を中止
市内で突発的な大雨、落雷、強風、震度4の地震による被害発生		訓練責任者の判断で 状況により変更・中止

※訓練を中止する場合は、市ウェブサイト等で周知

# 令和 5 年度富士市地域防災訓練に当たっての注意事項

## 1 「総合防災訓練」と「地域防災訓練」の違い

「総合防災訓練（9月1日）」	「地域防災訓練（12月第1日曜日）」
<p>平日に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や町内の被害情報の収集・伝達等を始めとして、限られた人材でどのような対応ができるかを検証する。</p> <p>また、家屋の耐震性や家具の固定、食料・水の備蓄等、各家庭の地震対策の状況を確認し、自助意識の向上に繋げる。</p>	<p>突発的に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や負傷者の応急救護、初期消火等、自主防災会の各班の活動の流れを確認し、共助意識の向上に繋げる。</p> <p>昭和 19 年 12 月 7 日に発生した「東南海地震」を教訓に、静岡県では 12 月第 1 日曜日を「地域防災の日」と定めています。</p>

## 2 「市災害対策本部」への訓練当日の被害状況等の報告について

市内で震度 5 弱以上の地震が発生した際、すべての自主防災会は本部を立ち上げ、自主防災活動に当たっていただきます。また、本市では、災害が発生した際、「富士市災害対策本部」を設置し、各地区まちづくりセンターに地区班職員を配備して情報収集等に当たります。

災害対応を円滑に行うためには、発災後、迅速に情報収集に当たることが重要ですが、市の地区班職員だけでは限界があります。住民の安否情報や町内会（区）の被害状況・要望等を自主防災会が取りまとめ、「災害応急対策実施状況通報書（第 2 号様式）」を作成し、防災拠点である地区まちづくりセンターに報告してください。なお、訓練当日は、町内会（区）の被害状況を想定して第 2 号様式を作成し、**午前 10 時 30 分までに地区まちづくりセンター**に報告する訓練を実施してください。

※12 月 3 日以外に実施した場合は、第 2 号様式に必要事項を記入し、訓練終了後、防災危機管理課へ提出（FAX 可 51-2040）するか、地区まちづくりセンターへ提出してください。

## 3 アルファ化米・クラッカーの配布について

炊き出し訓練を実施する場合又は各家庭においてアルファ化米の作り方や実食等の訓練を実施する場合に限り、希望する自主防災会に対しアルファ化米・クラッカーを配布いたします。

なお、アルファ化米・クラッカーについては、市が備蓄している賞味期限切れ間近のものを配布します。**必ず、訓練当日中に試食等で消費してください。**

申込方法：6 ページ「訓練計画書」内の『5 アルファ化米配布』及び『6 クラッカー配布』に希望数を御記入ください。

受取期間：11 月 27 日（月）～12 月 2 日（土）

受取場所：各地区まちづくりセンター

※全体の希望数に応じて、アルファ化米、クラッカーの配布数を調整します。**希望どおり配布できない場合があることをあらかじめ御了承ください。また、アルファ化米については味を選ぶことはできません。**

## 4 訓練における男女の役割について

過去の大規模災害の教訓から、自主防災活動には女性の視点を取り入れることが重要です。防災訓練では男性は放水訓練、女性は炊き出しなど、性別による役割の固定化が見られます。女性が防災訓練で活躍できるよう、訓練内容を検討する段階から女性の意見を取り入れるなど、男女共に参画する訓練を計画・実施してください。

## 5 消火栓・防火用貯水槽の使用について

消防ポンプの点検等で、市の消火栓及び防火用貯水槽を使用する場合、事前に届け出が必要です。ただし、9月の総合防災訓練と12月の地域防災訓練に限り、別紙「訓練計画書」に使用の有無及び使用場所（訓練実施場所）を記載していただくことで、防災危機管理課が取りまとめ、市の上下水道部・消防本部警防課（各消防署）に届け出ます。

### 消火栓の使用時の注意事項

- ① 住民に対し、事前に下記のことを周知徹底すること。
  - ・いつ、どこで、どのような訓練を実施するのか。
  - ・水道の水圧が低下し、水の出が悪くなる場合があること。
  - ・濁り水が出る場合があること。
- ② 1か所につき1回の使用までとし、5分以内の使用にとどめること。
- ③ 近隣自主防災会とも調整の上、同時に2か所以上の使用はしないこと。
- ④ 近隣の水道の水圧が著しく低下するときは、使用を中止すること。
- ⑤ 閉栓しても水が止まらないときは、もう一度開栓し、放水後閉栓する。それでも止まらない場合は、市の上下水道部又は簡易水道組合に連絡すること。

## 6 小・中学生等の訓練参加について

小・中学生の訓練への参加は、学校によって対応が異なります。訓練の参加については、各学校へお問い合わせください。訓練の計画を立てるにあたっては、小・中学生が訓練に参加できるようご配慮ください。

## 7 災害時要配慮者の訓練参加について

災害時要配慮者は、一人暮らしの高齢者（65歳以上）、高齢者世帯、身体障害者、知的障害者など、災害時に情報入手や避難行動等において制約を受けやすい方です。民生委員・児童委員に協力を仰ぐなど、可能な範囲で訓練参加を御検討ください。今年度、富士南地区では、11月リリース予定の富士市防災アプリを使用した、個別避難計画による避難訓練を実施する予定です。

また、現在富士市には約6,500人の外国籍の方が住んでいます。日本語が十分話せない場合、災害時には要配慮者となる可能性があります。町内会（区）に外国人が居住する自主防災会は、外国人の方にも訓練の参加を呼びかけてください。

## 8 消防団との連携訓練について

消防団員は、その地域に居住している人が団員となり、地域との繋がりを大切に活動しております。地域の各種事情について豊富な知識を有し、大規模災害時には、その知識を活かした消火・救助活動を行うなど、非常に重要な役割を果たします。地域における消防力・防災力の向上のため消防団との連携訓練をご検討ください。

消防団との連携訓練を希望された場合、消防団員の派遣の可否について、後日消防総務課より自主防災会長様宛に御連絡させていただきます。

### 【連携訓練の一例】

- ・地域住民への消火器取扱い説明
- ・地域住民へのAED取扱い説明
- ・負傷者の搬送訓練
- ・自主防災会への防災資機材等の取扱い説明
- ・地域の危険箇所を確認する図上訓練等

申込方法：6ページ「訓練計画書」内の『4 訓練項目 消防団との連携訓練 □希望する』にレ点を入れ、予定している訓練内容について御記入ください。

※全体の希望自主防災会数に応じて、消防団員の派遣を調整します。**希望どおり消防団員を派遣できない場合があることをあらかじめ御了承ください。**

【問合せ先】富士市消防本部消防総務課（消防防災庁舎2階 TEL：55-2852）

## 9 実施主体別訓練事例一覧

実施主体	各家庭で行う訓練（自助）
訓練事例	地震発生時の行動イメージの確認（防災マップ 25～26 ページ下段）
	緊急地震速報を活用した揺れから身を守る訓練（シェイクアウト訓練）
	「わが家の安全対策」による耐震対策の検討（防災マップ 21 ページ）
	家具、家電の固定、ガラス飛散防止等の確認・点検（防災マップ 22 ページ）
	非常持ち出し品、食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の点検（防災マップ 29 ページ）
	情報収集訓練（同報無線、ラジオエフ（FM84.4）、テレビのデータ放送等）（防災マップ 8 ページ・背表紙）
	家族での話し合い（防災家族会議）、家庭内D I Gの実施（防災マップ 26 ページ）
	家族の安否確認、連絡方法の確認（防災マップ背表紙）
	出火防止対策（消火器の使用期限や保管状態、感震ブレーカーの点検等）の実施、確認
	アルファ化米・クラッカーの実食等の訓練
	津波避難対象区域における津波避難目標地点・安全な経路・所要時間等の確認
	土砂災害危険区域の現場確認、避難場所、安全な経路の確認

実施主体	自主防災会で行う訓練（共助）
訓練事例	自主防災会本部の開設・運営訓練
	住民（特に要配慮者）の安否確認、被害情報の収集・伝達訓練
	市災害対策本部との情報伝達訓練（まちづくりセンターへ2号様式を使った通報訓練）
	消火器の取り扱い・初期消火訓練
	防災資機材の確認、点検
	市、学校等（避難所）施設管理者と連携した避難所開設・運営訓練
	まち歩きによる町内危険箇所の点検、地図への書き込み
	防災啓発DVD鑑賞（防災危機管理課に貸出用DVD有）
	津波避難対象区域、土砂災害の危険区域からの避難訓練・図上訓練
	災害図上訓練D I Gの実施（防災マップ 25～28 ページ）
	避難行動要支援者の誘導訓練
	避難所運営ゲームHUGの実施
	防災テント設営等による避難生活（宿泊）体験
	炊き出し訓練
	応急救護、応急手当の実施訓練、負傷者の搬送訓練
消防団による、初期消火や応急救護方法の指導（8 消防団との連携訓練について）	

## 10 その他

- 防災講座への講師派遣について  
地域防災訓練の前後1週間程度は、お申込みいただくことができません。
- 応急救護等の訓練実施に伴う講師（保健師）の派遣について  
派遣を希望する場合、**10月31日（火）まで**にお申込みください。調整後、回答いたします。  
【問合せ先】富士市保健部地域保健課（フィランセ西館1階 TEL：64-8993）
- 地震体験車の派遣について  
地域防災訓練当日には使用することができないため、お申込みいただくことができません。